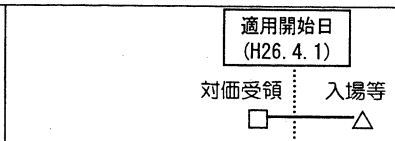
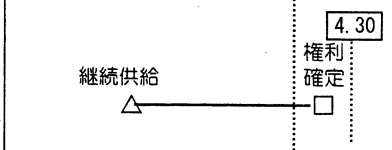
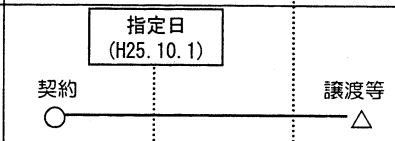
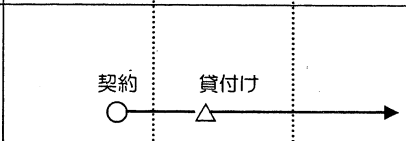
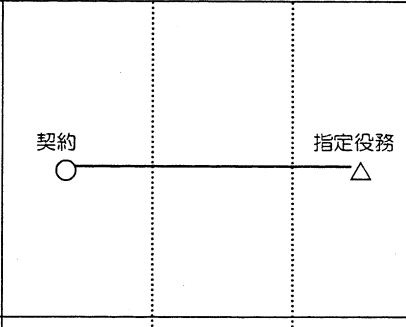
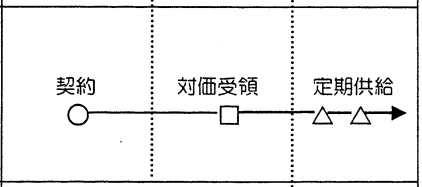
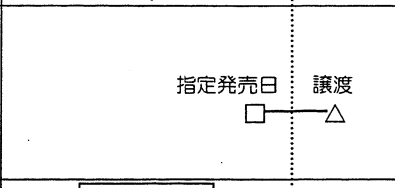
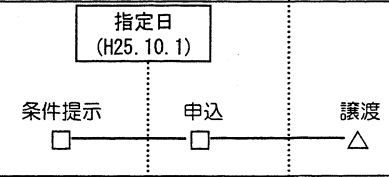
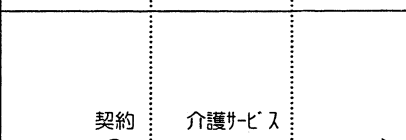
主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、８％への税率引上げ後においても改正前の税率（５％）が適用されます。

（注）８％から 10％への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
① 旅客運賃等 平成 26 年４月１日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成 26 年４月１日前に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成 26 年４月１日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成 26 年４月１日から平成 26 年４月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 平成８年 10 月１日から平成 25 年９月 30 日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成 26 年４月１日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 平成８年 10 月１日から平成 25 年９月 30 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 26 年４月１日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成 26 年４月１日以後行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成８年 10 月１日から平成 25 年９月 30 日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(＊)に係るものをいいます。）に基づき、平成 26 年４月１日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ＊「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成 25 年 10 月１日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成 26 年４月１日前に領収している場合で、その譲渡が平成 26 年４月１日以後に行われるもの	
⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成 26 年４月１日前であるもののうち、その譲渡が平成 26 年４月１日以後に行われるもの	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成 25 年 10 月１日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 26 年４月１日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成 26 年４月１日以後に行われる商品の販売	
⑨ 有料老人ホーム 平成８年 10 月１日から平成 25 年９月 30 日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成 26 年４月１日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成 26 年４月１日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

印紙税額一覧表

平成25年4月現在

（10万円以下又は10万円以上 …… 10万円は含まれます。
10万円を超え又は10万円未満 …… 10万円は含まれません。）

番号	文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
1	**1不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書** （注）無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 （例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など **2地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書** （例）土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など **3消費貸借に関する契約書** （例）金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など **4運送に関する契約書** （注）運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 （例）運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1万円以上　10万円以下のもの　200円 10万円を超え　50万円以下　〃　400円 50万円を超え　100万円以下　〃　1千円 100万円を超え　500万円以下　〃　2千円 500万円を超え1千万円以下　〃　1万円 1千万円を超え5千万円以下　〃　2万円 5千万円を超え　1億円以下　〃　6万円 1億円を超え　5億円以下　〃　10万円 5億円を超え　10億円以下　〃　20万円 10億円を超え　50億円以下　〃　40万円 50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。	**【～平成26年3月31日】** 記載された契約金額が 1千万円を超え5千万円以下のもの　1万5千円 5千万円を超え　1億円以下　〃　4万5千円 1億円を超え　5億円以下　〃　8万円 5億円を超え　10億円以下　〃　18万円 10億円を超え　50億円以下　〃　36万円 50億円を超えるもの　54万円 **【平成26年4月1日～平成30年3月31日】** 記載された契約金額が 10万円を超え　50万円以下　〃　200円 50万円を超え　100万円以下　〃　500円 100万円を超え　500万円以下　〃　1千円 500万円を超え1千万円以下　〃　5千円 1千万円を超え5千万円以下　〃　1万円 5千万円を超え　1億円以下　〃　3万円 1億円を超え　5億円以下　〃　6万円 5億円を超え　10億円以下　〃　16万円 10億円を超え　50億円以下　〃　32万円 50億円を超えるもの　48万円	
2	**請負に関する契約書** （注）請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 （例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上　100万円以下のもの　200円 100万円を超え　200万円以下　〃　400円 200万円を超え　300万円以下　〃　1千円 300万円を超え　500万円以下　〃　2千円 500万円を超え1千万円以下　〃　1万円 1千万円を超え5千万円以下　〃　2万円 5千万円を超え　1億円以下　〃　6万円 1億円を超え　5億円以下　〃　10万円 5億円を超え　10億円以下　〃　20万円 10億円を超え　50億円以下　〃　40万円 50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。	**【～平成26年3月31日】** 記載された契約金額が 1千万円を超え5千万円以下のもの　1万5千円 5千万円を超え　1億円以下　〃　4万5千円 1億円を超え　5億円以下　〃　8万円 5億円を超え　10億円以下　〃　18万円 10億円を超え　50億円以下　〃　36万円 50億円を超えるもの　54万円 **【平成26年4月1日～平成30年3月31日】** 記載された契約金額が 100万円を超え　200万円以下　〃　200円 200万円を超え　300万円以下　〃　500円 300万円を超え　500万円以下　〃　1千円 500万円を超え1千万円以下　〃　5千円 1千万円を超え5千万円以下　〃　1万円 5千万円を超え　1億円以下　〃　3万円 1億円を超え　5億円以下　〃　6万円 5億円を超え　10億円以下　〃　16万円 10億円を超え　50億円以下　〃　32万円 50億円を超えるもの　48万円	
3	**約束手形、為替手形** （注）1手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上　100万円以下のもの　200円 100万円を超え　200万円以下　〃　400円 200万円を超え　300万円以下　〃　600円 300万円を超え　500万円以下　〃　1千円 500万円を超え1千万円以下　〃　2千円 1千万円を超え2千万円以下　〃　4千円 2千万円を超え3千万円以下　〃　6千円 3千万円を超え5千万円以下　〃　1万円 5千万円を超え　1億円以下　〃　2万円 1億円を超え　2億円以下　〃　4万円 2億円を超え　3億円以下　〃　6万円 3億円を超え　5億円以下　〃　10万円 5億円を超え　10億円以下　〃　15万円 10億円を超えるもの　20万円	1　記載された手形金額が10万円未満のもの 2　手形金額の記載のないもの 3　手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	

17 売上代金……　3万円未満　非課税 ⇨ H26.4.1～5万円未満　非課税

路線価図の説明

路線価は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示しています。)のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

なお、路線価が定められていない地域については、その市区町村の「評価倍率表」をご覧ください。

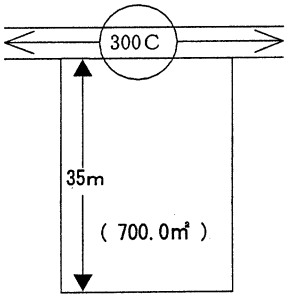


相続税又は贈与税の申告に際し、路線価の設定されていない道路のみに接している宅地の評価をするために、特定路線価の設定の申出が必要となる場合があります。

詳しくは、「[手続名] 特定路線価設定申出書」をご覧ください。

計　算　例

(1) 一路線に面する宅地



① 自用地の価額

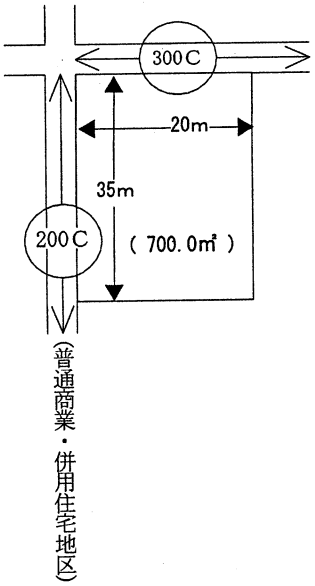
(路線価) 300,000円 × 〔奥行距離35mに応ずる奥行価格補正率〕 0.98 = (1㎡当たりの価額) 294,000円

(1㎡当たりの価額) 294,000円 × (地　積) 700㎡ = (自用地の価額) 205,800,000円

② 借地権の価額

(自用地の価額) 205,800,000円 × (借地権割合) 70% = (借地権の価額) 144,060,000円

(2) 二路線に面する宅地



① 自用地の価額

(正面路線価) 300,000円 × 〔奥行距離35mに応ずる奥行価格補正率〕 0.98 = (A) 294,000円

(A) 294,000円 + ((側方路線価) 200,000円 × 〔奥行距離20mに応ずる奥行価格補正率〕 1.00 × 〔側方路線影響加算率〕 0.08)

= (1㎡当たりの価額) 310,000円

(1㎡当たりの価額) 310,000円 × (地　積) 700㎡ = (自用地の価額) 217,000,000円

② 借地権の価額

(自用地の価額) 217,000,000円 × (借地権割合) 70% = (借地権の価額) 151,900,000円

(注) 平成19年分以降用の奥行価格補正率等により計算しています。

平成25年分　　倍　率　表

市区町村名：津市　　津税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
け	芸濃町椋本	2　上記以外の地域								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—	純 4.8	純 8.2	—	—		
		（2）上記以外の地域	40	1.0	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
		上記以外の地域								
		1　愛宕町	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2　新町	40	1.0	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
		3　中野	40	1.1	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
		4　中町	40	1.0	周比準	周比準	市比準	市比準		
		5　西町	40	1.1	周比準	周比準	市比準	市比準		
		6　南山の花	40	1.2	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
		7　上記以外の地域								
		（1）都市計画区域内の用途地域	40	1.2	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
		（2）農業振興地域内の農用地区域		—	純 4.8	純 8.2	—	—		
		（3）上記以外の地域	40	1.0	中 7.0	中 9.7	中 9.8	中 9.8		
こ	河辺町	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		1　市街化区域に編入される地域								
		（1）市街化区域編入前								
		イ　農業振興地域内の農用地区域		—	純 7.6	純 13	—	—		
		ロ　上記以外の地域	40	1.1	中 9.3	中 17	中 18	中 18		
		（2）市街化区域編入以後		個別	個	個	個	個		
		2　津西ハイタウン	40	1.1	周比準	周比準	—	—		
		3　農業振興地域内の農用地区域		—	純 7.6	純 13	—	—		
		4　上記以外の地域	40	1.1	中 9.3	中 17	中 18	中 18		
	木造町	農業振興地域内の農用地区域		—	純 7.4	純 4.6	—	—		
		上記以外の地域	30	1.0	中 7.7	中 12	中 19	中 19		
さ	榊原町	全域	30	1.1	純 4.0	純 6.0	純 6.1	純 6.1		
し	渋見町	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		

付表1

奥行価格補正率表（昭45直資3－13・平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分 奥行距離（メートル）	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 〃 16 〃	0.92	1.00				0.98	0.98
16 〃 20 〃	0.93					0.99	0.99
20 〃 24 〃	0.94					1.00	1.00
24 〃 28 〃	0.95				0.99		
28 〃 32 〃	0.96		0.98		0.98		
32 〃 36 〃	0.97		0.96	0.98	0.96		
36 〃 40 〃	0.98		0.94	0.96	0.94		
40 〃 44 〃	0.99		0.92	0.94	0.92		
44 〃 48 〃	1.00		0.90	0.92	0.91		
48 〃 52 〃		0.99	0.88	0.90	0.90		
52 〃 56 〃		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 〃 60 〃		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 〃 64 〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 〃 68 〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 〃 72 〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 〃 76 〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 〃 80 〃		0.92	0.81	0.82			
80 〃 84 〃		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 〃 88 〃		0.88		0.80			
88 〃 92 〃		0.86			0.81	0.90	
92 〃 96 〃	0.99	0.84					
96 〃 100 〃	0.97	0.82					
100 〃	0.95	0.80			0.80		

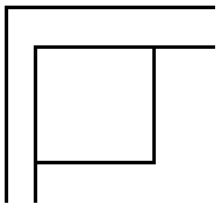
付表2

側方路線影響加算率表（平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

（注） 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3

二方路線影響加算率表（平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表4

地積区分表（平11課評2－12外追加・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地積区分 地区区分	A	B	C
高度商業地区	1,000m^2未満	1,000m^2以上 1,500m^2未満	1,500m^2以上
繁華街地区	450m^2未満	450m^2以上 700m^2未満	700m^2以上
普通商業・併用住宅地区	650m^2未満	650m^2以上 1,000m^2未満	1,000m^2以上
普通住宅地区	500m^2未満	500m^2以上 750m^2未満	750m^2以上
中小工場地区	3,500m^2未満	3,500m^2以上 5,000m^2未満	5,000m^2以上

付表5

不整形地補正率表（平11課評2－12外追加・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分	高度商業地区、繁華街地区、普通商業・併用住宅地区、中小工場地区			普通住宅地区		
地積区分 かげ地割合	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94

40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

（注）

1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$「かげ地割合」 = \frac{想定整形地の地積 - 不整形地の地積}{想定整形地の地積}$$

3 間口狭小補正率の適用がある場合においては、この表により求めた不整形地補正率に間口狭小補正率を乗じて得た数値を不整形地補正率とする。ただし、その最小値はこの表に定める不整形地補正率の最小値(0.60)とする。
　また、奥行長大補正率の適用がある場合においては、選択により、不整形地補正率を適用せず、間口狭小補正率に奥行長大補正率を乗じて得た数値によって差し支えない。

4 大工場地区にある不整形地については、原則として不整形地補正を行わないが、地積がおおむね9,000平方メートル程度までのものについては、付表4「地積区分表」及びこの表に掲げる中小工場地区の区分により不整形地としての補正を行って差し支えない。

付表6

間口狭小補正率表（昭45直資3－13・平3課評2－4外・平18課評2－27外改正）

※本表は平成19年分以降用です。平成18年分以前用はこちら(PDFファイル/65KB)をご覧ください。

地区区分 間口距離 （メートル）	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	－	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	－	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 〃 8 〃	－	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 〃 10 〃	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 〃 16 〃	0.97					1.00	0.97
16 〃 22 〃	0.98						0.98
22 〃 28 〃	0.99						0.99
28 〃	1.00						1.00

付表7

奥行長大補正率表（昭45直資3－13・平3課評2－4外改正）

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 〃 4 〃		0.99	0.96	0.99	
4 〃 5 〃		0.98	0.94	0.98	
5 〃 6 〃		0.96	0.92	0.96	
6 〃 7 〃		0.94	0.90	0.94	
7 〃 8 〃		0.92		0.92	
8 〃		0.90		0.90	

付表8

がけ地補正率表（平3課評2－4外・平11課評2－12外改正）

がけ地の方位 がけ地地積	南	東	西	北

総地積				
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 〃	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 〃	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 〃	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 〃	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 〃	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 〃	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 〃	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 〃	0.70	0.65	0.60	0.53

（注） がけ地の方位については、次により判定する。

1 がけ地の方位は、斜面の向きによる。

2 2方位以上のがけ地がある場合は、次の算式により計算した割合をがけ地補正率とする。

$$\frac{\left[\text{総地積に対するがけ地部分の全地積の割合に応ずるA方位のがけ地補正率} \times \text{A方位のがけ地の地積} + \text{総地積に対するがけ地部分の全地積の割合に応ずるB方位のがけ地補正率} \times \text{B方位のがけ地の地積} + \cdots\cdots\right]}{\text{がけ地部分の全地積}}$$

3 この表に定められた方位に該当しない「東南斜面」などについては、がけ地の方位の東と南に応ずるがけ地補正率を平均して求めることとして差し支えない。

付表9 削除（昭41直資3－19）

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表)／Copyright(c)国税庁